

【委員会記録】

丸若委員長

休憩前に引き続き、委員会を開きます。(10時44分)

これより、危機管理部関係の審査を行います。

危機管理部関係の付託議案はありませんが、この際、理事者側から報告事項があれば、これを受けることにいたします。

【報告事項】

- 危機管理部の自己点検による平成23年度事業の見直し状況について(資料①)

中張危機管理部長

この際、1点御報告を申し上げます。

危機管理部の自己点検による平成23年度事業の見直し状況についてでございます。

お手元の資料をごらんください。

危機管理部が所管する事業のうち政策的なすべての継続事業につきまして、予算編成に入る前段階として、自己点検を行い、来年度における各事業の方向性をみずから検討いたしました。

自己点検を行った52事業につきまして、現時点における来年度の見通しは、3の自己点検結果、来年度の見直しの方向性に記載のとおりでございます。そのうち主なものは、資料の3ページにお示しております。

委員会での御議論を通じて、議会の御意見をいただくとともに、これから本格化する予算編成作業におきまして、自己点検結果を活用しながら、編成作業を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

丸若委員長

以上で、報告は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑をどうぞ。

元木委員

本日の報道によりますと、粉ミルクからセシウムというようなことで、生後9カ月以降の乳児向け粉ミルク明治ステップの一部製品から最大1キログラム当たり30.8ベクレルの放射性セシウムを検出したという発表がなされました。検出された製品と同期間に生産した粉ミルクは約40万缶で、同日から無償交換に応じているというようなことで、厚生労働省は暫定規制値であり、200ベクレルを下回っているとして回収を命じていないというような報道を読まさせていただきました。

私も子供が2歳で、この明治ステップは本当によく使っている商品でございます。一時、福島、東北方面の牛が放射能で汚染されたケースがありまして、報道されたときにこの明治ステップの商品の製造元が東京都になっておりまして、これは危ないんちゃうんかというような話も嫁さんがしておりまして、大手のメーカーな

のでまさかこんなことが起きるということはないだろうなと私自身は思っておったわけですが、本当に衝撃を受けたところでございます。徳島新聞にも載っておったわけですが、本県にも相当量のこの商品が流通しておるということで、危機管理部のほうでこの商品の流通の状況等を、また報道に関して情報をお持ちであれば御説明いただけたらと思います。

井上県民くらし安全課長

明治から発表されました粉ミルクの件でございますが、昨日、株式会社明治が同社製品明治ステップ 850 グラム缶の一部製品からわずかに放射性物質が検出されたというような形で、この数値は委員のお話にもありましたように、国が暫定規制値というような形で、ことしの3月11日に東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故を受けまして、周辺に放射能が検出されたというので、いろいろ農産物等に影響があるというようなことを受けまして、厚生労働省において3月17日付で食品衛生法の暫定規制値というようなものを設けて、これを上回るような食品については食用に供さないような形で規制をかけております。

その規制値としましては、牛乳・乳製品につきましては放射性セシウムで200ベクレルとなっております、今回同社で調べられた結果といたしましては22から31ベクレル／キロという非常に低い値で、毎日飲用されたとしても健康への影響はないというような形で報道されております。

同社としましては、乳児を持つお客様へ安心をしていただくようにというような形で、会社の方針として全品を引き取り回収するというような対応をされていると聞いております。

現在、厚生労働省のほうで事実関係の調査に乗り出したと聞いておりますので、国において何が原因でこのような形で起こったのか、徹底的な解明をお願いしているところでございます。

県内の流通状況等につきましては、今後関係機関とも連携しながら情報収集に努めてまいりたいと考えております。

元木委員

今回22から31ベクレルで健康には影響がないという判断をされたというような内容であったかと思っておりますけれども、放射能に関しましては本当に個人差もありますし、この200ベクレルを下回っていれば、すべて安全と言い切れるものではないと思っておりますし、県民の方にも安心・安全という意味でも提供できる数値ではないんじゃないかなという気もいたしております。

新聞報道によりますと、厚生労働省では乳児用食品というのを、子供の体に入るものですので別扱いにして、また新しい分類を新設して放射能の影響を受けやすい乳児に特に配慮する方針を打ち立てておるといふようなことで、全体として規制値を5分の1程度に下げて厳格化するけれども、乾燥状態では1キログラム当たりの放射性物質が高くなるために、お茶の葉っぱや粉ミルクなどは飲食する状態で規制する方向で検討しているというようなお話でございます。

そこで、私自身もこの放射能の話が言われ出したころに県の方ともちょっと相談したことがございまして、そのときは牛のばら肉とかそういうのを心配していらっしゃる消費者の方がおるので、消費者を所管する部局としても取り組んではどうですかというようなお話をしたわけですが、そのときは部局の縦割りの問題ですとか保健福祉部との兼ね合いですとか農林水産部との連携とかそういった話でなかなか難

しいなという印象を持っておったわけでございますけれども、こういう事案が出てきたからには県民の暮らしの安全を守る部局として積極的にぜひ情報公開を進めていただきまして、少しでも多くの県民の方が正確な情報をスピーディーに入手できる体制を整えていただきたいと思います。その先頭に県が立っていただきたいと思いますとおるようなところでございます。

つきましては、現在、放射線簡易測定器ということで農林部局を中心に放射性セシウムの分量をはかる機器を導入しておるわけでございますけれども、よりそういった乳幼児の体に入るような細かい部分まで測定できるような器械も導入してはどうかと考えておるようなところでございます。こういったもろもろの方向性につきまして、今後県としてどういった取り組みを進めていかれるおつもりなのか伺いいたします。

山口県民くらし安全局長

委員のほうから放射能の検査体制、また県民への情報提供のあり方、このあたりについての御質問かと思います。

特に、今、国で定められております暫定規制値、セシウムについては 200 ベクレルです、乳製品ですけれども。また、一般の食品については 500 ベクレル。このあたりの数字についての評価、これを広く消費者の皆様方に科学的な内容でわかりやすく情報を提供するという事は非常に大切なことでございます。県といたしましても、この9月、10月と食品安全委員会の皆様方を招聘させていただきまして、広く県民の皆様方を対象にセミナーを行ったり、ディスカッションを行ったり、いろいろしてきていただいております。

その中で、特に今回の数字そのもの自体について、再度、国のほうの安全委員会のほうから 100 ミリシーベルト以上という位置づけの部分で健康への影響評価が出るだろうということで答申があり、厚生労働省といたしましては今現在、食品の薬事、それと食品審議会の中で、鋭意、基準値の策定に再度入っております。

そういうふうな部分を含めて、広く出てきた数字を県民の皆様方に御提供して、安全を担保していく、これ、県としても非常に大切な役目と思っております。

それと同時に検査体制でございますけれども、県といたしましては 3.11、この原子力の事故発生以来、県の原子力災害対策企画員室、また、食の安全・安心企画員室、このあたりと合同で情報共有しながら、検査体制も含めて協議をしましてまいっております。今回の粉ミルク事件についても、情報の共有という部分をお互いに部署間で昨晩から調整もとりながらやしていただいております。検査体制につきましても、件なんですけれども、今回、予備費また補正をいただきながら、議会の御承認をいただきながら検査の機器整備に努めてきております。その部分も暫定的な予備検査を含め、またゲルマニウム半導体、約 2,000 万する器械、これも整備に努め、今、食肉衛生検査所のほうで1台整備ができております。それと、保健環境センター、保健製薬環境センターとして名前が変わっておりますけれども、ここにおいても文科省の機器でゲルマニウムを検査しております。そういうふうな部分を活用しながら、広く県民の皆様方が食に供しておられます県のブランド品、また加工食品、一般の流通食品、この検査体制を整備する必要性がございます。そういうことから、今現在、今回の粉ミルクも含めまして、一般に流通する食品につきまして、おそれのある食品、国の情報、また東北関係の農産物の流通状況等を内部で精査、検討いたしながら、検査レベルに乗せていく体制という部分について鋭意検討しながら、前向きに実施してまいりたいとそう考えております。以上のような状況でございます。

元木委員

今、県民くらし安全局長のほうから機器の整備等を中心として、予備費を活用した取り組みを進めていただけるという力強い御答弁をいただきました。この放射能をめぐる議論につきましては、瓦れきの処理の問題等もいろいろ私も調べさせていただきましたけれども、国の方針が一向に定まらないということで、本当に国の基準値ですとか政策の方向に振り回されておるのが今の都道府県の実情じゃないのかなと、こういう気がいたしております。

こういう中で、この問題につきましては、本当に人間の体に直接影響する問題ですので、ぜひ県として県民を安心させるためにこうだという方針をしっかりと示していただきたいと思っております。また、県の消費者協会等にも、これからこういった問題に関して、いろんな御相談とか心配事が寄せられると思いますので、こういったいろんな不安を払拭するためにも県としてしっかりした方向性を示していただきますように要望いたします。質問を終わります。

木南委員

今、元木委員からいろんなことについて質問し、お答えいただいて、それでいいんじゃないかと思うんですが、きのう国の安全基準というのがありまして、それはクリアしていると。県の検査体制にしても、そこが検査の基準でないかと思うんですが、今度の問題はやっぱり粉ミルクというのはちょっと質が違うんじゃないかと、こんなふうと思うんです。児童、乳幼児に対する食の安全というのは、もっとシビアにならないかんのではないかと思うんですが、県のブランド戦略課等がやっておるんだらうと思うんですが、安2GAPですか、これの基準にして、外へ出すんについてはブランドを守ろうということで、かなりシビアな検査をされておると思うんですが、入ってくる物についてもどっちかという、国の安全基準というのが1つの目安になると、こんなふうと思うんですが、県の今の設備、施設で微量な検出、検査ができるのか、どの程度の検査機器があるのか、ちょっとお知らせいただいたらありがたいと思います。

井上県民くらし安全課長

こういう微量な放射性物質を核種ごとに分析する器械といたしましては、ゲルマニウム半導体検出機器というものが必要でございます。それについては保健製薬環境センターのほうに整備されております。新たに生活衛生課のほうで、食肉衛生検査所のほうに新たなゲルマニウム半導体検出器も整備する予定でございますので、そういった形で順次機器は整備しつつあります。

木南委員

今の施設、設備で微量なのが検出できる体制が整っていると理解していいんですか。

山口県民くらし安全局長

今のより精密な検査体制ということでの御質問でございますが、この検査制度につきましては、国のほうからたしか平成14年だったと思いますけれども、緊急時における放射性物質の検査マニュアルというのが

出ております。その中で、最終的には基本的な検査はゲルマニウム半導体検出機器、これを使用した検査ということになってます。今、簡易検査をいろいろ農林部局とか衛生部局の段階で対応をとってますけれども、これは国のほうから牛肉の汚染牛の国内流通があったときに、すべての検査をゲルマニウム半導体検出器ですということとは量的に不可能でございます。そういうことで、ヨウ化ナトリウムシンチレーションサーベイメータ等の検査機器を使ってスクリーニング検査をしてもいいという部分が出ております。この部分の整備を今、農林部局、また衛生部局で行って、一応この部分で数字が出てきた部分については再度ゲルマニウム半導体検出器で正確な数字を決定していこうという格好で整備を進めております。

委員おっしゃるように、今、食肉衛生検査所に1台、これはゲルマニウム半導体検出器を整備しております。それと、保健製薬環境センター、ここに文科省のほうから1台あって、再度1台更新されるということで聞いておりますので、これから動かせるのは2台で動かしていけるんだらうと。まだ、準備もかかるかと思えますけれども、こんな体制で県内の食の安全・安心の確保に努めてまいりたいとそうように考えております。

木南委員

いや、将来はそうやってしてもらわないかんのやけど、何でこんなことを言うかっていうと、今度の指摘はどれも消費者団体からの指摘があってからの話でないかと思うんです。これだけシビアに、あるいは真剣に放射線についてチェックしながら、消費者団体のほうから指摘されるというのは、非常に行政としては不手際かなと、こんな感じがしないでもないんですよ。県として、将来的にはゲルマニウム半導体検出器を充実してほしいと思うんですよ。現在、検査体制は微量な体制に、ゲルマニウム半導体検出器は既に動いとんですかと、こういう話なんです。それで、この微量な、何ベクレルか、30ベクレルかな、これ以下の分を検出する能力があるのかどうかということをお聞きしとんです。

山口県民くらし安全局長

今の御質問でございますが、今現在動いているゲルマニウム半導体検出器というのは保健製薬環境センター、ここで行っている1台と、たしか認識しております。ただ、食肉衛生検査所の機器につきましては、今現在機器の整備を終わりました実施に向けて準備中という格好でお聞きしておりますので、たしか1月にはスタートができるのではないかとということで情報はいただいております。

丸若委員長

小休します。(11時05分)

丸若委員長

再開します。(11時08分)

山口県民くらし安全局長

検査機器の5ミリシーベルト以上の部分についての検査体制でございますけれども、今現在保健製薬環境センターにおきますゲルマニウム半導体検出機器、これで検査は可能でございます。それと同時に、1月

から整備されて運用が開始されると聞いております食肉衛生検査所のゲルマニウム半導体検査機器においても、その同等レベルの検査が可能と、そういうふうな状況で今整備に努めているところでございます。

木南委員

今答弁いただいたように、県としては体制が幾らか整ったということを理解しますが、前段にも申しましたように、乳幼児あるいは児童に対する放射線の影響というのははかり知れないものがあると思いますので、くらし安全局にしても子供たちの健康を守る、大人の安全性を守るというのはもちろんなんですが、もっとシビアに子供たちを守るという体制を十分に整えてほしいと申し上げて終わります。

扶川委員

うっかりその記事を読み損ねておりましたので、聞いて慌てふためいております。なぜかと申しますと、私も初孫が最近できましたので、粉ミルクを使っておりますので、家に帰って早速点検してみたいと思います。まさか飲ましてないだろうと。いやいや、びっくりしました。

それと体験的にいいますと、南相馬に7回目行ってまいりましたが、今、南相馬市ではどこに行ってもカキがたわわに実っております、全然とられてないんです。私も持ち主の家に行きまして、このカキ大丈夫なんですかと。食べれますよと、どうぞ持って帰ってくださいと言われたけど、家の者が食べるのですからね。私は遠慮させていただきましても、そのくらい過敏になっています。まして、粉ミルクなんていうのはずっとする話で、ある一定限界以下だからいいという感覚では消費者は買わないと思います。だから、全部回収するんだろうと思います。不検出であるべきです、こういう物は。だから、国に対しては、これ以下だったらいいなんていうことじゃなくて、ぜひ不検出というのを基準にするべきだという意見を言っていたきたい。おじいちゃんとして、実感としてそう思うんですけど、そのぐらいのつもりで意見を上げていただけませんか、いかがですか。

井上県民くらし安全課長

現在、3月17日に策定されたものは食品衛生法の暫定規制値というような形で、本来食品衛生法の規制値を定める際については、食品安全委員会の安全性の評価とかを得た上で設定するような形になっておりますが、緊急を要するということで暫定規制値というような形で設定されております。そういうことで、改めて食品安全委員会のほうへ諮問されまして、その結果、一生涯を通じて100ミリシーベルトというのができまして、それを受けて現在厚生労働省のほうで新たな基準づくりについて、今検討されていると聞いております。来年度の施行に向けて現在そういう状況で、いろいろと乳幼児とかの影響の部分も含めて新たに食品分類なんかもいろいろ検討されて、より厳しい基準になると聞いておりますので、国の動向をしっかりと情報収集してまいりたいと考えております。

扶川委員

情報収集はいいんですけど、そういう受け身じゃなくて、県民の命、健康を預かる立場として意見を言っていたきたいということなんですよ。県民感情としても、国民感情としても、それから実際の消費者の行動と

しても、こんなものが検出されたミルクは買いませんよ。だから、不検出ということであるべきだと、この徳島の議会でそういう意見が出たということで国にお伝えいただきたいんですが、いかがですか。

井上県民くらし安全課長

そういう暫定規制値を新たに基準値とする際には、食品安全委員会の安全性の評価とか科学的な知見に基づきまして、基準値については設定されるべきことだと考えております。望ましいのは不検出というような形で出るのが望ましいとは考えておりますが、現実的にリスク管理を行う際、可能かどうかというような観点からもいろいろ検討された上で、適正な基準値が設定されると考えております。

扶川委員

基準値は、科学はもちろん大事です、影響があるとかないとか。科学なんていうのはしょせん限界があるんです、人間の知恵ですから。おっしゃったように、出ないのがいいに決まってるんですよ。まだグレーゾーン、グレーな部分がある、ここまでは安全なんていうことを決めるのはお役人、科学者に任せておいて、それで国民は心配ないなんて思っていないですよ。私もそうですけど、そこまで信用しておりませんから。だから、不検出だというものでないと、私だったら孫には飲ませません。大人はいいですよ、少々リスクがあったって。そこはやっぱり、木南委員さんもおっしゃいましたけれど、特別の感情があると思います。

そういうことを、県民の感情だと思えますんで、県としてなぜ国に意見を言えないか、私はよくわかりませんけど。どうですか、中張さんのほうから御意見を。責任者の方からお願いします。

山口県民くらし安全局長

委員のほうから国の基準値設定に対して、ゼロリスクという位置づけの中での、県から要請をしたらいかがかということですが、国におきましては、内閣府に食品安全委員会、ここで世界、また国のトップクラスの皆様方、科学者、技術者の皆様方がお集まりになって、食品におけます、放射能の部分に限定しますと、健康影響評価、この部分の数値を設定しております。この部分に対して、リスクコミュニケーションを含めて、広くこの評価の内容に対して、国民の皆様方に意見を聞く機会がございます。こういう部分において、いろんな意見、先生がおっしゃるような意見もいっぱい出てきております。このあたりを踏まえ、国においては最終的に基準値を設定することになっておりますので、そういうふうな機会という部分が多々ございます。県におきましても、ゼロリスクというのは、これは絶対あり得ないという位置づけでは考えておりますけれども、できるだけ国民の皆様方、消費者の皆様方のリスクを低減していくという位置づけから判断いたしますと、できるだけ低い数字、これがベターであろうかとは考えておりますが、ただ、国民生活、日常生活を行っていくにおいては、今の国の評価制度に基づく数字を十分活用していく、この数字に基づいた行政執行をしていく、これが必要ではないかというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

扶川委員

同じことを聞いてもこれ以上前進しないと思いますけど、少なくとも私は基準が赤ちゃん、子供と大人が違

ってもいいと思います、大きく違っていいと思います。だから、限りなくゼロじゃなくて、文字どおりゼロであってほしい。ゼロのミルクをつくろうと思ったらつくれるじゃないですか。全然被曝してないところのミルクだけを集めればいいんですから、簡単なことですよ。何でそれを基準にしないのか私は理解できません。もう一遍国に意見を上げていただくようお願いしておきたいと思うんですが、もうちょっとお聞きしたいんですけど、私、記事を読んでおりませんので報道されておったらごめんなさいね。これまで徳島県では粉ミルク関係については、検査したことはないですよ。

井上県民くらし安全課長

徳島県において、粉ミルクの検査については、実施してないと聞いております。所管としては、農林水産物につきましては農林水産部のほうで、流通食品とか肉の検査とかについては保健福祉部のほうでやっております、粉ミルクについては実施してないと聞いております。

扶川委員

これから2台できるということでしたが、それでどの程度の検体が年間検査できるんですか。

井上県民くらし安全課長

具体的には、現在、保健製薬環境センターのほうでやられているのは、主に水とか降下物とかもやられておりますので、そういう中で、食品の分析がどれぐらい可能かと。いろいろほかの検査計画との絡みもありますので、具体的な数字については、当課では把握しておりません。

扶川委員

水とか降下物とか、1つ検査するのに要する検査時間はどのくらいなんですか。

井上県民くらし安全課長

お聞きしたのは、安定するまでの時間としましては、6時間ぐらいを要するので、それをサイクルでやっていくようには聞いております。

扶川委員

仮に1台で1日2検体、フルにできたとしてですね、12時間動かして。24時間人間がついとれんでしょうから。それで、2台で1日に4つですか。せいぜい年間1,000にも達しない、数百もできないですね。実際、もつとできないですよ。だから、食品に限っていったら、ぐっと少なくなりますよね、恐らく。この粉ミルクは先ほど木南委員さんがおっしゃったように、民間のほうから指摘があって、改めて調べたらということですが、国では一体こういう全国的に流通するような食品について、どの程度調べられているか把握していますか。

井上県民くらし安全課長

具体的な数字、時点としましては、厚生労働省とかのホームページに公表されておりますが、今手元にある資料としましては、23年11月16日時点で5万6,000ぐらいの検体数をやられているようです。

扶川委員

この中で粉ミルクもやってたんですか。

井上県民くらし安全課長

乳とか乳製品っていうような食品群で整理されておりますので、詳細についてはわかりません。

扶川委員

徳島県の県民の食に対する、特に放射能の面での安全確保をするために、何をこれから調べていくのかというターゲットを絞っていかないと、わずか2台の器械でむやみやたらに調べても効率が悪いと思うんですよ。そのあたりはどういう方針をお持ちなんですか。

井上県民くらし安全課長

先ほど局長のほうからもお話をしましたが、緊急時の検査マニュアルというのがございまして、それには簡易な分析機器のシンチレーションサーベイメータとかでスクリーニング検査して、それである程度、検出の可能性のあるものをふるい分けして、次の段階でゲルマニウム半導体分析器の分析で精密検査するというような形で現在に対応しておりますので、簡易な分析につきましては、かなり短時間で検査できますので、そういったものについては、農林水産部のほうでもいろいろ補正予算等を組みまして整備しておりますので、かなりの検体数はこなせると考えております。

扶川委員

具体的にスクリーニング検査の対象を、すぐ放射能の検査ができる数ですね、流通されている加工食品に限っていきましょうか、年間どのくらいできる見通しですか。

井上県民くらし安全課長

ちょっとそこまでの数字は、当課では把握しておりません。

扶川委員

また、どの程度できるかわかったら教えていただきたいと思いますけれども、やっぱり量も問題ですよ。先ほど検出できるかできないかという質の問題を議論されましたけど、量も問題ですよ。どこまでの範囲を調べることができるのか。これはギョウザの事件とか、ワカメの事件なんかのときも同じような議論をしましたけど、一定の量がないとだめですよ。それと、全国的に流通している食品の場合は、徳島県だけで当然責任はとれませんよね。だから、国のほうで調べていただく必要があるんでしょうけども、全国にこういう、私ちよっ

と思うんですけど、器械が配置されているんでしょ、それぞれに。それ全部足したら、相当な器械の数になるんじゃないかと思うんですけど、国の検査とそれぞれの自治体を持っている器械なんかの連携で、可能な限り広い範囲の食品をカバーするみたいな議論というのはできないもんなんでしょうか。

井上県民くらし安全課長

検査機器とかの横の連携につきましては、当初かなりそういう検査機器が不足するというので、国の機関でありますとか、そういう精密な器械を有する機関の情報を各県に提供いたしまして、そういった機関で分析できるような体制を、国のほうがいろいろ情報をあっせんしたりして対応してきたところでございます。器械につきましては、順次各県で整備されつつあると理解しております。

扶川委員

膨大な量の食品群だろうと思うんですけど、それを効率よく検査する。しかも、ある程度徹底的に検査する。これから、放射能と共存しながら日本人が生きていかなければいけないとしたら、それをできるだけ広範囲に調べて、先ほど議論も元木委員さんのほうからありましたけども、結果をどんどん公表していく。それによって、安心を担保していくという方向しかないんじゃないかと私は思うんです。

せっかく関西広域連合みたいなもんもできているわけですから、そういう機会も生かして、ヘリコプターだけじゃなくて、検査機器の問題も調整して、できるだけ広い範囲の、大阪で流通して徳島に流通している物もあるでしょうから、そういう物も分担して検査して、情報を共有していく。それをホームページで公開していく。そんなアイデアがあっていいんじゃないかと私ちょっと思いついたんですが、検討していただけないでしょうか。

井上県民くらし安全課長

検査機器の情報共有とか、横の連携をとっていくということは、今後検査を充実していく点でも重要と考えておりますので、いろいろ今後検討させていただきたいと考えております。

扶川委員

もう一つ大事な情報公開ですよ。今、放射能検査の情報公開は、食品の具体的な名称まで含めてやられているんですか。

井上県民くらし安全課長

検査結果につきましては、ホームページ等を通じまして情報提供しております。

扶川委員

具体的な食品、製品名まで含めて公開しているんですね。

井上県民くらし安全課長

具体的に品目とかも含めてしております。

扶川委員

それを、できるだけ数をふやして、安心を担保する。それから、子供が口にする物、今回は粉ミルクでしたけども、端的に言えば、例えば学校給食の食材なんかもあります。こういう物については、この2台の器械しかないわけですけど、スクリーニング検査する器械も限られていると思うんですけど、これはどういうチェックをするようになっているんですか。

丸若委員長

小休します。(11時29分)

丸若委員長

再開します。(11時29分)

扶川委員

じゃあ、そこは教育委員会なので、あしたやね。人権・少子のほうで議論しなければいけないところだと思うので、置いておきます。しかし、子供が口にする物は、特別な意味合いが親あるいは大人たちにとってはありますから、その検査体制をどうするかっていうことは大事な課題だということだけ言っておきます。

東日本大震災の被災者支援について、お尋ねをします。

事前の委員会でも議論させていただいたんですが、今回、南相馬市に7回目のボランティアに行ったわけですが、その現場では、例えば今、断熱材を張る工事をしたり、自治体が、我々も配りましたけども、毛布を配ったりするような取り組み、被災地では防寒対策に力を入れて行われております。社会福祉協議会に置かれているボランティアセンターに行きますと、聞いたんですが、そこから毛布を一部いただいたんですけども、連休のピーク時には何百人単位であったボランティアが、ちょうど土日に行きましたけど、今は30人ぐらいになっていると、南相馬市全体でね。そういう状況だと聞きました。徳島県のボランティアの状況について把握してほしいということで事前にお願いしましたが、わかっている範囲で御報告ください。

楠本南海地震防災課長

ボランティアで東北のほうへ行かれた方の数を確実に押さえるというのはなかなか難しいので、徳島県社会福祉協議会のほうでボランティア保険に加入された人の数で見ますと、当初4月、それから夏8月、それ以降に関しては、保険加入者の数字というのはだんだん減少しているような状況です。ただし、保険も一回一回掛けるものでございませぬので、一たん保険を掛けた人がその期間内に再度行く場合、その分の把握というのは完全にし切れてないのでございませぬが、傾向としまして、初期にいろんなニーズがある場合、それからだんだんそういったニーズというのも量的には減ってきますので、ボランティアにしましても徐々に減少しているような傾向でございませぬ。

扶川委員

ボランティアそのものは、被災直後にたくさん行って、減っていくのはある程度いたし方ないと思います。東日本関係で、ボランティア保険の契約がピークだったのは4月の95人で、10月はわずか7人という数字をいただいておりますが、それから、ボランティアで普通自動車を使って、高速道路の無料証が使われた方は、6月がピークで26台であったのが、11月は2台しかないというような形で、明らかに大きく減少をしております。現地でどうかというと、ボランティアの需要が減ってはいますけども、なくなったわけじゃない。あるいは、別の形のボランティアの需要を掘り起こしていただけたと思われるような思いも私にはあります。例えば、毛布をお届けするなんていう仕事については、私は徳島県内で集めた毛布を何百枚かお届けすることをしましたけれども、自治体によったら、それをしてないんです。自治体によったら、1枚ずつやっているところもある。全然渡してないところもある。

そういう支援物資というのは、求められているのは幾らでもあるんです。もとより生活用品なんていうのは、災害時だけじゃなくて、人間が生活している限り、ずうっとあるわけですし、ボランティアの需要が減っているわけではなく、そういう意味では新しい需要も出てきているんじゃないかと。例えば、心のケアにつながるようなボランティアというのは、別に減る理由がないわけで、被災者の仮設住宅なんかに避難されている方がいなくなるまでは、続かないといかんもんです。そういう意味では、ボランティアの数が減っていることは、そのまま認めるわけにはいかないなあと、私そういう思いがあります。

こうした中で、具体的には、ボランティアに行きやすくする対策と、もう一つは県民の意識啓発、まだ現地は大変なんだよということをお伝えする啓発と、2つ要ると思うんです。啓発のほうからお尋ねしたいんですけど、徳島県立図書館で東日本大震災のコーナーが、当初1カ月ほど置かれていたけども、もうなくなっているという話を聞いたんですが、いかがですか。

楠本南海地震防災課長

県立図書館での東日本大震災、被災地の新聞でありますとか展示でございますが、教育委員会のほうで所管しておりますが、これは1カ月ではなくて5月から、具体的には岩手県、宮城県、福島県の地方紙を購入しまして、10月末まで実施しまして、一応10月末で終了ということで、ただし、福島につきましては、原子力発電所のこともありまして、福島県の地方紙であります福島民報という新聞がございます、福島民報につきましては、期間を延長しまして2012年の3月末まで、引き続き県立図書館のほうで情報を提供できるという体制になっているということをお聞きしております。

扶川委員

じゃあ、私、行った人から聞いたんで、正確でなかったんですね。啓発というのは非常に大事で、関心が薄れていきがちなのでこそ、まだ終結してないよという情報をどんどん発信していかなくちゃいけない。マスコミの方も頑張っておられると思いますけど、行政としてもそれはやらなければいけないことだと思うんですよ。

それから、仮設住宅に住んでいる方なんていうのは、ひよっとすると1年、2年、3年と住むかもわからないです。現場へ行きますと、漁船なんかはいまだに南相馬に、海岸から四、五キロの国道沿いに放置されてお

ります。金がかかるから、まだ片づけができない。そういう状態もあります。そういう状況ですから、放射能もあって、漁業なんか全く再開されてません。

そういう深刻な状況を息長く伝えていかなくちゃいけない。そういうことをするために必要な打ち合わせなり、働きかけを県自身もやるし、それぞれの自治体にもやっていただきたい。例えば、垂れ幕なんかはどどこに設置されているとか、県庁関係でどこに設置されているのかなんて把握されていますか。

丸若委員長

小休します。(11時39分)

丸若委員長

再開します。(11時39分)

扶川委員

わからなければいいですけども、当然でしょうけど、福島なんかに行くと、「がんばろう東北」、「がんばろう福島」ってスローガンがまだ各地でありますよね。当たり前ですよ、まだ復興してないんですから、全然。まるっきり復興ができてないんですから。それをサポートしていく全国の世論というものなればいかな。そういうのをバックに、ボランティアの数というのも支えられていくんだらうと思うんです。これは、県庁のこの本庁の庁舎にもないですよ、例えば。少し弱いんじゃないかと思うんですけど、1回把握してみてください。県の庁舎なんかで、どの程度そういうものがあるのか。

それから、もう一つの対策としては、減り続けているボランティアに対して、何かのフォローが要るんじゃないかと。これは、事前の委員会でも少しお話をしましたけども、例えば、徳島から福島まで行きますと、ガソリン代はミニバン1台で3万数千円要ります、1回支援に行くと。高速道路の無料措置というのは来年3月まで続きますけど、何やかんやで宿泊費なんかを入れると相当なお金がかかるわけです。私みたいに7回も行きますと、ウン十万単位のお金がかかります。いつまでも続けられるものじゃないですよ、これは。

そうすると、ボランティアのあり方、ボランティアにより東北に行っていただく方への何かのサポートがあってもいいんじゃないかと。今、高速道路の無料措置があるので非常に助かってますけども、もう一歩踏み込んで、ボランティアのあり方を考えていく必要があるんじゃないかと。有償ボランティアという考え方がありますが、ボランティアの基本は自発性、無償性、利他性、先駆性だといわれてますけども、一部謝礼を受け取ったり、それから食費とか宿泊費の実費を受け取るのは、そもそもボランティアであっても有償だとみなされないなんていうのは、そういう解釈になってますよね。

そういうものを活用しながら、徳島からも、特に若い人なんかは行っていただくべきだと思うんですけども、どんどんボランティアを送り出していけるような、わずか1カ月に新規登録が7人、車が2台なんていう状況になってるわけですから、そうならないような仕組みづくりができないか、ちょっとお尋ねしたいんですが。

楠本南海地震防災課長

災害時のボランティアということで、災害直後にいろんな避難所での支援とか、それから物資の仕分け、

そういったボランティア団体から息の長い支援を行う。ボランティアで、支援から交流というような段階もごさいます。

ボランティアに関しましては、いろんなニーズに関しまして対応していくと。行政がすべてできないということで、そういったボランティア、これ阪神淡路のときからボランティア団体ということで、1月17日は防災とボランティアの日と、そういった行政でなかなかできないようなことをボランティアで継続的にやっていくということで、いろんなボランティア支援団体等が協力しまして、支援を行っております。

これは、行政がどこまで介入といいますか、やっていくかというのはいろんな問題もございまして、無償ボランティアで来られた方がいろんなケアするのを、むしろ現地の職の問題もありますので、現地の人が職として有償でやるとかというような、そういう新しい試みというのもございまして、ボランティアのあり方というのは、今後とも県としても検討はしていきたいと考えております。

扶川委員

CFWですね、そういう提案をなさっている学者の先生がおいでで、ホームページを読ませていただきましたけど、現地の被災者を雇用するという意味合いも兼ねて、支援義援金から積み立てたお金を使って、ボランティア的なことに参加していただくという、そういうアイデアもあるようです。それもなかなかいいかなと思うんですけど、下手をすると行政の下請みたいになってしまうおそれもあるので、そこを考えなくちゃいけない。公共でやらなくちゃいけないことの加担になってもいけないなという思いもあるんですけど、私は現地でぜひやっていただきたいんです。

被災地以外から現地に入るということが大事なんです。例えば、毛布を送るのでも、現金を送れば現地で買えばいいんです。輸送費要りませんから。しかし、たんすの中で眠っている毛布を出して、支援しませんかという運動に取り組むことで、徳島県の人たちが単にお金をほうり込んで終わりじゃなくて、もうちょっと違う気持ちを届けられるんです。そういう日本全国の善意というのを集める仕組みというのがあっていいと思うんです。

行政は、実は毛布を今、社会福祉協議会に届けても配ってくれません。何でかといいますと、不公平が生じると言うんです。厚い毛布もあるし、薄い毛布もあるでしょ。留守のところに渡らなかつたりとか、そこは行政は公平を旨としてやらないかんで非常に難しいです。ボランティアだと気軽にやれるんです、そこら辺は。だから、そういう分野はボランティアがやるべき仕事で、私もそれに参加してやらせていただいたんですけども、そんな場合でも、例えば、徳島からボランティアで行く人がいれば、徳島県が義援金をストックしているもので、有償ボランティアを募集して、そんな仕事が現地であれば、それに参加していただくみたいなことがあっていいんじゃないかと私は思うんですけど、今後検討していただくことはできませんでしょうか。

楠本南海地震防災課長

今、一例で毛布が出ましたが、ボランティアの場合は、被災地の方に喜んでいただけると自分もボランティア、奉仕という形で気持ちが出る。ただ、行政が行った場合は、はっきり苦情も言えるけども、ボランティアの方にだったら不満でも言えないといった逆もございまして、そういったいろんな点が現地ではあると思います。

あと、孤独死といいますが、震災関連死というのがずっと続きますので、心のつながり、それから民間団体でも今回徳島でもいろんな交流が続いておりますので、一方的な支援という形からそういった交流を進めていく中で、いろんなお互い交流しながら、心の交流とかを進めていくべきだと思います。

行政が正面で、有償ボランティアという表現がどうかと思いますが、民が主体でそういったことを実施する枠組みとか、先ほどちょっと扶川委員から出ました、前に松崎委員からも出ましたCFWという新しい形というのもございますし、そういう面も含めまして、いろいろ行政としては仕組みとか、より何がいいのかっていう検討を続けてまいりたいと考えております。

扶川委員

やり残してしまうことがほとんどですが、しょうがないですね。

1つだけ。老人関係の福祉施設ヨッシーランドを見てきたということを事前で言いましたけども、そこでたくさんの方の被災者が出たと。今、各地の防災組織で避難訓練をやる中で、1つのアイデアですけども、リヤカーの活用ということが広がっているようです。これは、使いようによつたら、車いすで避難させたり、車で避難させたりするよりも有効な場合もあるわけです。こういうものを普及していただきたいなあと。もう時間がないので要望しておきたいと思います。一体どの程度、そういうものが有効活用されておるか。特に、お年寄りとか障害者が避難するに当たって、どの程度それを活用しようという取り組みが広がっているか。一度把握して、あるいは特に老人保健福祉施設の中の避難計画の中で、そういうものがどうなっているかということ把握して、お知らせいただきたいなあと、要望しておきたいと思います。

それから、これも要望だけにしておきますけど、漁船の避難について、南相馬に行きますと、4キロくらいの海岸のところから波に乗って、沖に逃げようとして逃げられなくて、逆に内陸のほうへずっと船に乗ってきまして、国道の高いところまで来て、そこで歩道橋に逃げ上がって助かった船が置いてあります。どのタイミングで沖に逃げればいいのか。どの地域では沖に逃げるというルールにして、どの地域ではもう捨てて逃げるというルールにして、重清議員さんがおっしゃったことがあると思うんですが、そういうこともある程度ルール化しないとだめだと思うんです。そのあたりがどうなっているのかっていうことも、また一度点検していただきたいと思います。

それから、これも要望だけにしておきます、もう時間がないので。

石巻の南浜に行きました。ボランティアに行ったついでに、自費で、高速で足を延ばしまして見てきたんですけど、海岸の平たいところにあった車が津波で流される中で、ガチャガチャとぶつかって、ガソリンが発火して、それが火事を起こして丸焼けになったという現場です。小学校も丸焼けになってました。前の家まで、隣の家まで燃えて、人が亡くなって、何とか生き延びたと。山際に張りつくみたいにならなくて3軒ほど家が残ってまして、その1軒の方からお話を伺うことができたんです。

今ここのヨットのことが議論されてますけど、車とか、火事を起こす可能性があるものに対する対策というのが一定要るんじゃないかと。例えば、今回検討されている条例の中で、そういうものも何か位置づけて検討しなきゃいけないんじゃないかと。これだけ答弁いただいて終わります。

楠本南海地震防災課長

条例に関しましては、いろんな観点から、有識者の方、議会の先生方の御意見、それから一般県民の方、そういった御意見をもとに条例を進めていく予定でございます。ただし、条例にどこまで具体的な個別を書き込むかというのは、すべて書き込んでいくと条例というよりも対策計画とか何ぞで、そこはまた検討になると思いますが、ただし、危険に対する配慮でありますとか、そういった面は当然配慮すべき事項と考えております。

重清委員

1点だけ。12月になりましたので、今月に津波の速報値、測定値、暫定値いろいろあるんですけど、これが発表されるわけですけど、これは津波の高さだけ、それともハザードマップまで発表する予定でおるのか、お伺いいたします。

河野危機管理部次長

ただいま重清委員のほうから年内に発表いたします暫定津波高について御質問をいただきました。

現在、シミュレーション等の年内公表に向けて進めておりますのは、沿岸部の津波高、それとハザードマップ浸水エリアがどこまで広がってくるかという、この2点についてお示しをしたいと考えております。

重清委員

1つ教えてほしいんですけど、津波が来る場所と浸水、東北に行ったとき、被災地に行ったとき、ここは津波でやられたんですよ、ここは浸水した場所ですよという分け方をしとったんですけど、津波でもろに影響があるところと低いところ、浸水して水だけが来るという地域があるんですけど、ここらをきちんと分けて出してくれるのかな。それとも、いきなり全部津波が来るという、今回はどんなんかなと思って。

楠本南海地震防災課長

そういったいろんな細かい点、地盤沈下でありますとか、そういうのが影響して沈むというのは、今やっております細かなデータ整理とか被害想定になりますので、今暫定高を出してやりますのは、具体的に津波が今よりどれくらい来て、それで浸水が大きくなるので、今の避難所の高さで大丈夫かというようなことに活用できる暫定高でございまして、詳細な分につきましては、また再度の被害想定になります。

浸水高分も、今の被害想定データをベースに津波高が大きくなる場合は、それを計算してというような活用になりますので、また詳細に個々というのは今後になると感じております。

重清委員

今の状況で、前回の南海、東南海の二連動、あときはまだやっぱり実感がなかったという感じで、そんなん来たって、うちは来んわっていうのが大体やったけども、今は状況が違います。3.11の後で、来るんだと。今回は二連動よりも高い津波と。恐らく浸水箇所も何千戸もふえるだろうと。そしたら、海の中に沈んでしまう家が何軒も出ます。

これを発表するとき、きちんとした県の安全・安心のフォローアップをしていただきたい。ただ、津波の高さが出て、みんなつかりますよ、浸水しますよ、家も全部なくなりますと、これだけでは安心して暮らせませんので、そのために県がこういうことをします、こう取り組みますと、きちんとしたフォローアップをしとっていただきたい、この発表のときには、これは要望しておきます。そうでないと、なかなか安心できませんので。

私たちはもう既に家、建物は無理やなと思っております。今回のあの津波を見た後で、今回出されるのを見て、あれで家や土地が助かるとは思いません。命だけは助けてほしい。そのための、やっぱり県民に対する安心、これを述べていただきたいなあと、これだけは強く要望して終わります。

松崎委員

短くいけますが、防災に関しては特別委員会のほうでまた質問させていただきたいと思うんですが、きょうは住宅関係にかかわる火災報知機の関係です。

5月末まで一応経過があって、6月からは義務化されたということになっておると思うんですが、そんな中で、全国的には大体7割ぐらいの設置状況だと。ただ、徳島の場合は60%程度というふうなことをお聞きしておるんですけども、私も一応こういう立場上、つけておらんのはいかなあということ、業者に注文はしとるんですが、いまだにつけていただけてないんですけど、これは市町村の仕事かもわかりませんが、県としては今後どのように進められようとしているのか、お聞きしたいと思います。

新居消防保安課長

住宅用火災警報器の設置と今後の取り組みということでございます。

これにつきましては、本年度の5月末をもちまして、6月からは義務化されたというような状況になっております。

徳島県内の設置状況でございますけれども、これにつきましては、今約6割という状況になっております。全国平均、委員おっしゃられましたけども、7割ということでございますので、ちょっと全国平均は下回っておるような状況になります。これは一応、寝室あるいは階段等に住宅用火災警報器というのは設置しなければならないという状況になっておりますので、各消防本部さんについては、引き続き啓発を行っていただいております。

また、県といたしましても、県のホームページとか、あるいはそういったものを利用して、引き続き設置に向けて、啓発広報を進めてまいりたいというふうに考えてます。

松崎委員

ぜひ、今災害の関係で、災害、津波、地震等々、特に地震の場合などによって火災の発生もあるかと思うんですが、そういう場合の警報としては100%を目指すような努力をしていかなくちやならんのではないかなあというふうに思いますんで、ぜひ関係団体と協力して、取り組みをお願いしておきたいなというふうに思います。

ただ、今の火災報知機は、一般的なものは1台数千円ということで設置されるようなんですけども、聴覚障害の皆さんですね、耳が聞こえないような場合に、光であったり、振動で火災の発生を知らせる聴覚障害者

用の警報器が必要になってくるということのようなのですが、これは新聞報道では値が高いということもあって、普及率が2%程度というふうな記事が載っているんですけど、県内はどんなんでしょうか。

新居消防保安課長

聴覚障害者の方に火災の発生を知らせる光対応の器具の設置状況については、現在手元にはございません。ただ、高額ということで、厚生労働省関係のほうでの補助制度もあるやに聞いておりますので、そちらのほうでの支援がなされるというような状況ではなからうかと思えます。

松崎委員

障害福祉課のほうなどは、厚生労働省の補助なども含めてやられているようですけども、ぜひ、火災注意ということなんで、そこら連携していただいて、聴覚障害を持たれている皆さんへの普及促進について、障害者団体の皆さんとも協議をしながら、講習会なども開いてやっていくと。そこそこの補助が出るということも聞いてますし、消防庁のほうは、来春までには低所得者を対象に、無償で配って設置を進めるというような基準にもなっているようでございまして、これの所管になると課長さんのほうになるのかなと思えますので、積極的に障害者の方、特に聴覚障害の方、そして、これまでは音とかそういうことで連絡ができると思ってたわけですけども、それが障害の状態によってわからないという状態もあるようですから、ぜひ消防保安課と障害福祉のほうが連携していただいて、取り組みを急いで、お願い申し上げておきたいと思えます。

もう一点は、先ほど危機管理部での自己点検の状況というのをいただきました。この中で、5番目のところで、県民くらし安全課の県民に分かりやすい消費者行政推進事業で、啓発事業も含めて見直すんだということで、予算的には3,900万程度だったんですけども、一体、消費者行政のところどこに問題点があって、どういうふうに見直そうとされているのかということをお聞きしておきたいと思えます。

乾消費者政策担当室長

県民に分かりやすい消費者行政推進事業の見直しについてでございますが、この事業は主に消費者に対しますさまざまな広報啓発、いろんな情報を県民の方にお届けすることに重きを置いた事業となっております。

23年度の事業見直しにつきましては、よりきめ細やかな広報啓発に努めるということで、今はこの事業の中で、出前講座というのをやっております。いろんなところに消費者情報センターの相談員とか啓発員が出かけてまいりまして、いろんな消費者問題の一番新しい情報をお伝えするというような事業でございますが、そのような中で、今まではある程度の規模の人数でないとお伺いをしてなかったところなんですけれども、それではいけないというような御要望もちょうだいしましたので、次年度からは、できるだけ小グループ、少人数のところにも出かけてまいりまして、そこでさまざまな情報をお伝えするというような形に変更してまいりたいということで考えております。

加えまして、先ほど少し、障害者の方、高齢者の方への普及啓発というようなことが、火災報知機の関係でお話が出ましたけれども、消費者問題につきましても、そういった障害を持たれている方にどのように情報をお伝えするか、これが1つの課題でございます。それは、まだ今ちょっと手つかずの部分もございまして、

この県民に分かりやすい事業の中で、そういったことも考えてまいりたいというような見直しを行ったところでございます。

松崎委員

わかりました。よろしくお願ひしたいと思ひます。

そこで、これは要望でとどめたいと思ひんですが、けさ来たら、年末を控えて結構振り込め詐欺ですか、しかもいろいろ新手が次々と出てきています。片一方で摘発もされているようですが、なかなか追いつかない。いろいろな手の振り込め詐欺に遭って、徳島県の被害も高齢者を中心に結構高いんですね、比率的には。そういうこともありますので、ぜひ県民の財産を守っていくという立場で、振り込め詐欺に対する取り組みを強化いただければなと思ひますが、要望ですが何かありますか。

乾消費者政策担当室長

御要望をしっかりと承ってまいりたいと考えております。

おっしゃるように消費者問題というのは、状況が変わりましたら、手をかえ品をかえ、いろいろなパターンが出てまいります。そういったことで、消費者庁を初めとするいろいろな機関からの情報、それから私ども消費者情報センターに寄せられる情報、こういったものにアンテナを高くして集めまして、速やかに県民の方に御提供するという姿勢で、今後とも努めてまいりたいと考えております。

長池委員

ちらっと聞いた話で、過去の南海地震が冬というか12月というか、そういう時期に起こっておるといふようなデータがあるとお聞きしたんですが、これは私の聞き間違いなのか、ちょっとそういうデータがあったら教えていただきたいんですが。

楠本南海地震防災課長

必ず冬という、データというまでではないんですが、昭和南海地震が12月21日、その前の安政の南海地震がたしか12月24かそれくらいで、12月です。その前の宝永は10月28かそれくらいで、過去3回くらいは10、12くらいで発生しておるといふような記録はありますが、必ず冬に起こるかという確かなデータというものではございません。

長池委員

過去、12月に2回も起こるといふのをちらっと聞いて、今月やなあと。

今のお話の中で、データとしてあるだけであって、科学的根拠はまだ解明されていないかなあと思ひんですが、ぱっと受けたイメージとして、冬になったらぼこっと来てるかなあというぐらいのもんで、流し台のステンレスにお湯をかけたときにぼこっと出るようなあんなもんかなあと思つとるんです。根拠がないということですが、ただ、防災という意識は、交通安全意識とよく似るところがあつて、365日いつも心構えておかないといけなひ。必要以上に不安をあおることはないんですが、生活の一部として身につけておかなければい

けない意識だなあと感じております。交通安全のほうにも安全特別月間があるように、防災特別月間として、南海防災の月間として設けるには今月が最適やなと思ったりもしたんで、そういうふうな、あの手この手で防災意識を身につけていただくような努力を今後していただきたい。きょうこの場で月間を設けろというわけにはいきませんので、今後そういったいろんな意味で、県民に情報を与えながら、意識を高めていってもらう努力をしていただきたいなあと、新聞ネタみたいな質問でございましたが、以上でございます。

丸若委員長

ぜひ御検討ください。

楠本南海地震防災課長

月間という定まったものはございませんが、阪神淡路の1月17日の週、これは防災とボランティア週間ということで、県でもいろいろな検討、事業等を行っております。それと9月1日、関東大震災、9月の防災の日を中心にやっておると、ことし新たに11月5日が津波防災の日ということで、県のほうでも防災センターを中心にパネル展示とかを行っております。また、12月21日が昭和南海でございますので、ことしも防災センターにおきまして、一定期間、そういった啓発・展示というのも、これは毎年引き継いで、ことしは新しく11月5日というのが出ましたので、継続的にするとともにPRをもっとしていきたいと思っております。

丸若委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

それでは、これをもって質疑を終わります。

これより請願の審査を行います。

お手元に御配付の請願一覧表をごらんください。

請願第22号の3「原発から撤退し、速やかな再生可能エネルギーへの転換について」を審査いたします。

本件について、理事者の説明を求めます。

中張危機管理部長

請願第22号の3「原発から撤退し、速やかな再生可能エネルギーへの転換について」に関し、伊方原発のプルサーマルを中止させ、全基廃炉とするよう四国電力に求めることとのございますけれども、本県の対応状況等について御説明させていただきます。

東京電力福島第一原子力発電所の事故によりまして、原子力発電所に対する国民の不安や不信が高まっている中、伊方原子力発電所をめぐる動きにつきましては、隣接県である本県といたしましても、極めて重大な関心を寄せているところでございます。

また、エネルギーの安定供給に向けまして、十分な対応策がないまま、いきなり原子力発電から撤退することは、国民生活や経済活動に重大な影響を及ぼすことが懸念されます。

このため、まずは国の責務として、今回の事故の早期収束と原因究明を図り、二度とこのような事故が発

生しないよう、伊方を初め、すべての原子力発電所の安全性確保に万全を尽くすことが何よりも重要であると考えております。

こうした本県の考え方につきましては、これまでも本県独自はもとより、全国知事会、関西広域連合などを通じまして、機会あるごとに繰り返し国に対し提言やアピールを行ってきたところであります。

今後とも原子力発電をめぐる動きにつきましては、アンテナを高くし、しっかりと注視してまいりたいと考えております。

丸若委員長

理事者の説明はただいまのとおりであります。

本件はいかがいたしましょうか。

樫本委員

ただいまの理事者説明にもございましたけれども、この請願は福島第一原子力発電所の原発事故による甚大な被害を受けて、原発から撤退し、速やかな再生可能エネルギーへの転換に関し、次の事項が実現されるよう配慮されたいということで、伊方原発のプルサーマルを中止させ、全基廃炉とするよう四国電力に求めると、こういうことでございます。

今、部長からも説明がありましたが、国民生活や企業の生産活動にとって、エネルギーの安定供給は必要不可欠であり、十分な対応策がないまま、今、原発から撤退をするということになりますと、企業は自家発電で工場や事業所の活動が行われるようにしなくてはならないということから、新たな投資が必要であります。また、軽油や重油の価格が非常に高値で安定しておいて、電力のコストもさらに高くなるということで、連動して原油価格が高くなり、国際競争力がさらに低下をし、日本経済はもとより、社会全体に大きな影響を及ぼすこととなります。

また、日本全体のエネルギー供給のおよそ30%を担っておりますこの原子力発電を速やかに自然エネルギーに転換することは、あらゆる環境整備が必要であり、直ちには非常に困難である、不可能に近いということでございます。

このため、まずは今、部長さんからもお話がありましたように、原発事故の原因究明をしっかりと行い、原子力発電の安全性の確保に万全を尽くすことが先決であると考えております。

今、代替エネルギーがないことから、現時点での原発からの撤退というのは無責任きわまる問題でありますので、不採択とすべきであると考えております。

扶川委員

今、樫本委員さんのほうから安定供給が損なわれると、生活や企業の活動にも支障が生じるという御意見をいただきました。

しかし、特にこの四国は、全国のどこの地域と比べましても、原発をとめた場合に余力が私はあると思います。現在も原発が全部稼働しているわけじゃない。全国的にも圧倒的に多数の原発が稼働してない状況で、何とか乗り切ってる。あしたから全部とめろなんてことを言っている請願じゃありません。伊方原発のプル

サーマルを中止することと、全基廃炉とするというのは、今後その方向を目指していこうという趣旨の請願です。これは県民の意見にも合致すると私は思いますので、採択を求めたいと思います。

丸若委員長

それでは、意見が分かれたので、起立により採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、不採択とすべきものと決定することに賛成の方は御起立を願います。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、本件は不採択とすべきものと決定いたしました。

【請願の審査結果】

不採択とすべきもの(起立採決)

請願第 22 号の3

これをもって、請願の審査を終わります。

以上で、危機管理部関係の審査を終わります。

次に、お諮りいたします。

委員長報告の文案はいかがいたしましょうか。

(「正副委員長一任」と言う者あり)

それでは、そのようにいたします。

次に、当委員会の閉会中継続調査事件について、お諮りいたします。

お手元に御配付しております議事次第に記載の事件については、閉会中に調査することとし、その旨、議長に申し出たいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

これをもって、県土整備委員会を閉会いたします。(12 時 19 分)